



水道だより

2008.4.1発行
釜石市水道事業所
 〒026-0043 釜石市新町1番26号
 TEL 0193-23-5881

- ◆市民の皆さまのアクセスをお待ちしております。
<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/suidou/>
- ◆市民の皆さまのご意見・ご要望をお寄せください。
 E-mail suidou@city.kamaishi.iwate.jp

目次

- 「使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)の表示が変更になります……1
- 平成20年4月から市内の各地区生活応援センターや市役所中妻出張所でも水道料金の納入ができます……2



「使用水量・料金等のお知らせ」(検針票)の表示が変更になります

水道メーターの検針は、隔月検針(2カ月に1回)で行っておりますが、検針票の内容をわかりやすくするために、平成20年4月検針分(偶数月検針の地区)から下記のとおり表示を変更いたします。なお、料金算定等の変更はございません。

平成20年4月検針時から(偶数月検針地区)

新浜町・東前町・魚河岸・浜町・天神町・大只越町・只越町・大町・大渡町・駒木町・港町・松原町・嬉石町・鈴子町・大平町・鶴住居町・片岸町・両石町・箱崎町・栗林町・橋野町

平成20年5月検針時から(奇数月検針地区)

中妻町・千鳥町・八雲町・上中島町・源太沢町・新町・住吉町・礼ヶ口町・桜木町・小川町・甲子町・定内町・小佐野町・野田町・大字平田・唐丹町

このお知らせでのお支払いは出来ません。

使用水量・料金等のお知らせ

1 新町1-26
釜石市水道事業所

様

2 使用者番号 10-9876-05

3 使用期間 H20.2.2 - H20.4.1 60日間
検針日 H20.4.1 口径 25 m/m

4 下水 公共下水 5 用途 家事用
メーター番号 000123 検針員

A+B+C 使用水量(m ³)	(A)今回水量(m ³)	(B)前回水量(m ³)	(C)メーター交換まで(m ³)
6 87	1431	1344	—

のため m³で認定しました。

7 予定請求月	4	予定合計金額(円)	14,020	振替日・納期限	20/4/25 ⑩
8 為取 予定水道料金(円)	7,220	予定下水道使用料(円)	6,800		
9 使用水量の2分の1の水量	44 m ³ で計算(※端数有は裏面参照)				

7 予定請求月	5	予定合計金額(円)	13,670	振替日・納期限	20/5/26
8 為取 予定水道料金(円)	7,050	予定下水道使用料(円)	6,620		
9 使用水量の2分の1の水量	43 m ³ で計算				

11 お支払方法 口座制

通信欄 12

お問い合わせは水道事業所料金係まで。 TEL 23-5881
 ◎裏面もご覧ください。
 ※口座振替ご利用の方へ

水道料金等口座振替済領収証

年月分	振替日	使用水量(m ³)	水道料金(円)	下水道使用料(円)	合計料金(円)
1	1/25	41	6,720 (320)	6,260 (290)	12,980 (610)
2	2/25	41	6,720 (320)	6,260 (290)	12,980 (610)

上記の通り振替させていただきましたのでお知らせします。
 ()内の金額は、料金に含まれている消費税相当額です。

釜石市水道事業所企業出納員

- 給水装置設置場所の住所、使用者名です。
- 使用者番号です。
お問い合わせの際は、こちらの番号をお知らせください。
- 今回の使用期間です。
前回検針日の翌日(使用開始日)から今回検針日までとなります。
- 検針日：今回のメーター検針を行った日です。
下水：下水道加入の有無、区別(公共下水、農業集落排水、漁業集落排水)です。
メーター番号：設置しているメーターの番号です。
- 口径：ご使用のメーターの大きさです。
用途：用途区別(家事用、営業用、団体用等)です。
検針員：担当検針員の名前です。
- 料金計算の基となる使用期間中の使用水量です。
使用期間中にメーター交換があった場合、前メーター交換時までの使用水量を加えます。
- 今回の検針による予定請求月、使用水量を基に計算した予定請求金額です。
- 予定請求額の内訳(予定水道料金、予定下水道使用料)です。
- 使用水量を2等分して計算していることの表示です(端数があるため2等分できない場合はお知らせの裏面参照)
- 口座制のお客様は口座振替日です。
納付制、集金制のお客様はお支払い納期限です。
- お支払方法の表示です。納付制のお客様には後日納入通知書を郵送いたします。
- 検針時にメーターが回っている状態で、お客様の確認が取れない場合等に「漏水の疑いがあります」の表示をいたします。
- 口座振替をご利用いただいているお客様の3ヶ月前、2ヶ月前の振替結果です。

※上記内容は「使用水量・料金等のお知らせ」の一例です。

平成20年
4月から

市内の各地区生活応援センターや 市役所中妻出張所でも 水道料金の納入ができます。



■ 市生活応援センター

(鶴住居地区、小佐野地区、甲子地区、栗橋地区、唐丹地区)

■ 市役所中妻出張所

※釜石地区と平田地区のセンターでは納入できません。

※なお、納入できるのは「納入通知書」や「督促状」を持参した方に限られますので、ご注意ください（未納額通知書や検針票では納められません）。

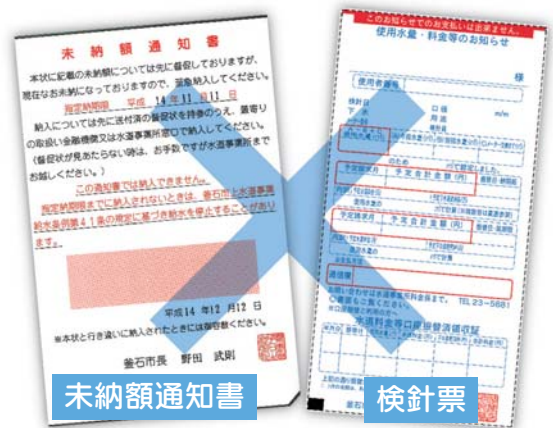
..... 水道料金の納入ができる



※オレンジ色もあります。

※緑色もあります。

..... 水道料金の納入ができない.....



(注) 次に当てはまる方は、水道事業所（料金係）においてくださるか、または電話連絡をお願いします。
①納入通知書等が無い方 ②納付相談をしたい方 ③水道に関するご質問等がある方。

水道の開始・中止 手続きを忘れずに



水道を開始、中止するお客様へ

新しく水道をお使いになる場合や、水道のご利用を止める場合は、開始、中止の2、3日前までに届出が必要です。電話でも可能です。日付をさかのぼっての中止はできません。

- ◆届出には①使用を開始、または中止する物件の住所②氏名③連絡先の電話番号（中止の方は転居先住所も）④水道を開始、中止する日⑤水道を使用される方の人数⑥水道料金の支払い方法（口座振替、納入通知書払い）の事項が必要です。
- ※使用開始、中止の際の立会いは基本的に必要ありません。ただし、特殊な構造のマンション等や、漏水の疑いがある場合には、お客様に立会いをお願いすることがございます。
- ※中止の届出を忘れて、水道を使っていなくても基本料金が発生し、お客様のご負担が増えることとなりますので、ご注意ください。
- ◆水道料金のお支払いについて

釜石市の水道料金は毎月請求ですが、ご使用の月から約2ヶ月遅れで請求されます。

口座振替でのお支払い

水道料金のお支払いは、安心・便利な口座振替をお勧めします。毎月25日（再振替日は翌月10日）に、お客様ご指定の金融機関口座から引き落としになります（但し休日のときはその翌日）。お申し込みは、通帳、印鑑と使用者番号がわかるもの（「使用開始申し込みのご案内」等）をご持参のうえ、金融機関窓口で手続きしてください。

- ◆取扱金融機関…岩手銀行・北日本銀行・東北銀行・宮古信用金庫・東北労働金庫・遠野地方農協・岩手県信漁連・ゆうちょ銀行
- ※「使用者番号」がわからない方は、料金係へお問い合わせください。

納入通知書でのお支払い

毎月20日ごろに納入通知書が郵送されますので、指定の金融機関窓口、水道事業所、生活応援センター、市役所出張所まで納入期限までにお支払いください。
※ゆうちょ銀行窓口でのお支払いはできません。

契約内容に変更が生じたお客様へ

次の事項に変更がある場合には水道事業所への届出が必要です。電話でも可能です。
◆氏名、家族数、電話番号、料金のお支払い方法、納入通知書の送付先など